

介護支援専門員登録事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 秋田県知事

届出者氏名

介護支援専門員の登録事項の変更について、介護保険法第69条の4の規定により関係書類を添えて届け出ます。

フリガナ	
現在の氏名	
生年月日	西暦 年 和暦 年 月 日
登録番号	
フリガナ	
現在の住所	〒 —
現在の個人番号 (マイナンバー)	
電話番号	電話番号 () ※平日の日中に連絡可能な番号を記載してください。
フリガナ	
変更前氏名	
フリガナ	
変更前住所	〒 —
変更前個人番号 (マイナンバー)	
添付書類	<input type="checkbox"/> 【氏名を変更した場合】 戸籍抄本又は謄本（6か月以内に交付されたものに限りです。） <input type="checkbox"/> 【住所を変更した場合】 住民票の写し（コピー不可）又は運転免許証の写し（両面） <input type="checkbox"/> 【個人番号（マイナンバー）を変更した場合】 別紙必要書類チェックリストに記載のア～ウいずれかの組合せの書類 ・ア：マイナンバーカードの写し（裏面・表面） ・イ：①住民票の写し等（個人番号が記載されたものに限る） ②運転免許証等の写し1点 ・ウ：①住民票の写し等（個人番号が記載されたものに限る） ②公的医療保険の被保険者証等の写し2点 <input type="checkbox"/> 【介護支援専門員証の有効期間が満了している場合】 現に有する介護支援専門員証の原本

※ この様式は、次のいずれかに該当する場合に使用してください。

- ・ 有効期間内の介護支援専門員証の交付を受けている者が、住所又は個人番号の変更のみ届け出る場合
- ・ 介護支援専門員証の交付を受けていない者が、氏名、住所又は個人番号の変更を届け出る場合
- ・ 介護支援専門員証の有効期間の更新を申請する者が、更新の申請と同時に氏名、住所又は個人番号の変更を届け出る場合
- ・ 介護支援専門員証の有効期間が満了している者が、氏名、住所又は個人番号の変更を届け出る場合

※ 介護支援専門員証が有効期間内で住所の変更のみ届け出る場合は、介護支援専門員証の提出は不要です。

別紙

必要書類チェックリスト（本人が申請する場合）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」16条に基づき、個人番号（マイナンバー）を記載した申請書等の提出の際は、本人確認が必要です。本人確認は、「番号確認」と「身元確認」に分類され、それぞれご提出いただく書類の組合せは以下の表のとおりです。

○申請様式等に加え、以下のア～ウいずれかの組合せの書類をご提出ください。
なお、本チェックリストの提出は不要です。

組合せ	番号確認		身元確認	
	チェック	書類	チェック	書類
ア	<input type="checkbox"/>	・マイナンバーカードの写し（裏面）	<input type="checkbox"/>	・マイナンバーカードの写し（表面） ※氏名や住所が変更となっている場合、変更手続き済みのものに限りません。
イ	<input type="checkbox"/>	・住民票の写し <u>（個人番号が記載されたもの）</u> ※住民票の写しは市町村の窓口やコンビニ等で取得した原本のことです。 コピーの提出は不可とします。 もしくは ・住民票記載事項証明書 <u>（個人番号が記載されたもの）</u> もしくは ・通知カードの写し ※通知カードは、氏名や住所が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り使用可能です。	<input type="checkbox"/>	・以下の書類の写し <u>1点</u> ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等 ※裏面等に変更内容が記載されている場合は、裏面等の写しも提出してください。 ※氏名や住所が変更となっている場合、変更手続き済みのものに限りません。
ウ	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	・以下の書類の写し <u>2点</u> ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・基礎年金番号通知書 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等

※ 代理人が申請する場合は提出書類が異なりますので、別紙「必要書類チェックリスト（代理人が申請する場合）」を参照の上、書類を用意してください。